競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所ならびに措置期間、措置対象地域 竹内建設株式会社 千葉県印西市原1-1-5

令和6年3月7日~令和6年6月6日(3ヶ月)

地域1 (北海道支社が所掌する区域)、地域2 (東北支社が所掌する区域)、

地域3 (関東支社が所掌する区域)、地域4 (新潟支社が所掌する区域)

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

有資格者である竹内建設(株)の代表取締役は、令和5年4~10月ごろ、千葉県北千葉道路建設事務所の発注工事の入札をめぐり、同事務所長が工事の入札情報を漏らした謝礼として、複数回にわたり現金計約20万円や計40万円相当の接待をした疑いがあるとして、令和6年1月10日、贈賄容疑で千葉県警に逮捕された。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記(2. 事実概要)のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領(平成18年8月7日東高契第269号)」別表第2第2号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第2

措置要件	地域及び期間
(贈賄)	全地域について逮捕又は公
2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が公共機関の職員に対し	訴を知った日から3月以上
て行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公	9月以内
訴を提起されたとき。イ 代表役員等	

○問合せ先:東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以上